

第二條 委員會ハ會長一人及委員二十五人以内ヲ以テ
之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委
員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ農林大臣ヲ以テ之ニ充ツ
委員及臨時委員ハ農林大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高
等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之
二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之

二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之
二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之

二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之
二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之

第五條 農林大臣ハ必要ニ依リ委員會ニ部ヲ置キ其ノ
所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得
第六條 委員會ハ其ノ定ムル所ニ依リ部ノ決議ヲ以テ委員會
ノ決議ト爲スコトヲ得、
第七條 委員會ニ幹事ヲ置ク農林大臣ノ奏請ニ依リ關
係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
第八條 委員會ニ書記ヲ置ク農林部内判任官ノ中ヨリ
農林大臣之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
米穀統制委員會官制ハ之ヲ廢止ス

食糧管理法施行令中改正の件公布

第三回中央協力會議に於ける厚生大臣 演説要旨

食糧管理法施行令中改正の件は昭和十七年十月十九

日附官報を以て左の如く公布せられた。なほ之に伴ひ
同法施行規則も同日附官報を以て同趣旨の一部改正を
見た。

食糧管理法施行令中改正ノ件

(昭和十七年十月十五日)
(勅令第六百八十五號)

食糧管理法施行令中左ノ通改正ス

第二十四條中「小麦粉」ヲ「米粉及小麦粉」ニ改ム

第二十五條中「昭和十七年十月三十一日」ヲ「昭和十八
年十月三十一日」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
〔參照〕

昭和十七年(六月二十日公布)勅令第五百九十二號食糧管理 法施行令抄錄

部ニ屬スベキ委員及臨時委員ハ會長之ヲ指名ス

委員會ハ其ノ定ムル所ニ依リ部ノ決議ヲ以テ委員會

ノ決議ト爲スコトヲ得、
第六條 委員會ニ幹事ヲ置ク農林大臣ノ奏請ニ依リ關

係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 委員會ニ書記ヲ置ク農林部内判任官ノ中ヨリ
農林大臣之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

得

第二十五條 粟及高粱ノ輸入稅ハ昭和十七年十月三
十一日迄之ヲ免除ス

第一に、國民保健の問題に關しましては、近年特に
蔓延の徵が著しい結核を徹底的に豫防撲滅することが
第一に重要な問題であります。我が國に於ける結核
患者發生の狀況を見ますと、歐米と異り特に青壯年
層に多發する特徵があるのであります。青壯年層の死
亡統計を検討して見ますと其の死亡原因の大半は結核
であります。兵力としても勞力としても最も権要なる
は青壯年層であることに鑑みましても、結核に依る國
家の損耗は實に甚大なりと言はねばならぬのでありま
して結核撲滅は、まことに國家緊急の要務であり、皇
國民の降替に關する重大事であると申さねばならぬの

であります。其處で去る八月二十一日結核対策要綱を閣議に於て決定し、結核撲滅に關する強固なる國家意思を確立した次第でありまして、政府と致しましては各省が一丸となり、進んで國民の總てが一丸となつて、萬難を排し右要綱の具現に一路邁進するやう堅く決意致した次第であります。各位に於かれましても渾身の御協力を致されんことを希ぶ次第であります。

今茲に右閣議決定致しました結核対策要綱の大要を御説明致したいと存じます。

從來、疾病に關することは萬事醫者任せといふ風があり、官廳・會社・團體等に於ては其の職員、從業員等の健康と言ふことに大して關心を拂はず、偶々結核の豫防撲滅に努力すると致しましても、それは結核菌を相手とする醫療対策に終始したのであります。然しながら結核は結核菌以外諸般の發病要因に富むものでありますて、其の發病要因は職場生活家庭生活の根底に深く根差し、謂はば發病要因それ自體が生活條件を形成して居ると申してもよい位でありますので、此の發病要因を悉く捕捉撲滅すると言ふことは國民各個ばらばらの力のみでは如何とも爲し難いものが多々存在するのであります。

依て政府は、各職域組織、地域組織、隣保組織等諸般の組織一切を擧げて、結核撲滅を軸とする健民生活實踐の綱の目となし、此の綱を全國の健民運動に展開することと致し、又之と併行して厚生、教育産業等の行政各分野を擧げて、國民生活の全分野に亘りまして、多角的なる諸對策を全面的強力に實施するといふことに決定した次第であります。而して結核対策の實施に當つては、皇國結核蔓延の特徵に鑑みまして青壯

年齢を結核撲滅の主攻目標とし、對策實施の基底を體力管理の徹底に置くことと致したのであります。

茲に體力管理と申しますことは、御承知の通り、國民體力法に依り國家が男子二十五歳まで、女子二十歳までの總ての者に對し體力検査を行ひ國民各自に體力の現狀殊に缺陷を熟知せしめ、健康報國の自覺と發奮とを促し、併せて體力向上の方法を教示し、要すれば強制的に之を實施せしむるものであります。此の體力検査の結果に基きまして、青壯年者を健康者、弱者及病者に區分し、夫々適切なる核結核撲滅の爲の措置を施すことに決定した次第であります。

即ち健康者に對しましては、倍々心身を強健ならしめ縱令結核菌の侵入を受けましても之を克服し得る所謂不懼患心身の持主たらしむるやう、日常一定の鍛錬を責務として實踐せしめますやう措置するを自途として、諸般の鍛錬施設例へば神社境内、綠地等の利用、町道場の普及、其の他海洋山川等の皇國大自然の活用等により、日常生活と鍛錬道場との結合を一體的ならしむるやう施設することと定めたのであります。

弱者に對しましては、一定期間療養しつつ修鍊を施し又修鍊を重ねつつ療養するといふ、所謂健民修鍊施設を全國に亘り整備致したいと考へて居るのであります。而して其の重點を適切なる醫療休養と充分なる栄養の補給といふことに指向致したいと考へて居ります。

次に、勤勞問題に關し申上げたいと存じます。今や未曾有の廣大なる地域に亘り作戦の展開されつゝある秋、内に在つては益々生產力擴充の爲め、國民の總力を發揮せねばならぬことは、今更申す迄もないことと存じます。政府に於ては今日迄萬般の労務對策を實施して參つたのですが、大東亜建設にも益々多くの人力を要するの際、今後の勤勞問題は、其の規模と構想に於て眞に劃期的な施設を勘案し、皇國民の總力を最高度に發揮するやう致さねばならぬと存ずるのであります。之が爲には、國民生活及國民職業の全

居ります。

而して結核患者の療養を確保し併せて患者家族の生活を援護致します爲に、三箇年計畫を以て國民の全部に所會保険制度を擴充致すことに決定した次第であります。

分野に亘り、皇國本來の勤労觀に立脚した勤労體制の確立強化が絶對必要であると確信致すのであります。政府に於きましては、勤労問題に關し根本的に再検討を加へつゝあるのでありますが、茲に其の一、二を申上げたいと存じます。

其の第一は、國民皆勤の體制を更に一段と徹底することであります。國民の各人が召されて軍隊に入る時と同じ氣持を以て、何人かが召されて戰時下重要事業の勤労に就くの衿持を持つよう施策することが堅要と存じます。假りに申さば、產業興隆の體制を確立整備することが必要であると存ずるのであります。此の意味に於て、政府に於ては日下錦意檢討中であります。

第二には、勤労能率を更に數段階進するの方策を徹底することであります。既に大政翼賛會に於かれて、産業報國會の組織を總動員して、或は勤労者の技能鍛鍊を實施し、或は事業經營責任者の陣頭指揮運動を開闢する等、種々適切なる施策を實施して頂いてゐるのであります。政府に於ては、根本的に勤労管理の刷新強化と勤労技能の向上に乗り出すの決意を固め且下良劍に其の方面の研究を重ねつゝあるのであります。

勤労管理を刷新強化して勤労能率の最高度發揮を圖るが爲には、種々の制度改善や運動展開のみでは事足らないのであります。先づ何より第一に、國民の總てが、皇國本來の勤労觀に徹することが肝要と存するのであります。特に事業主其他事業經營責任者をして皇國本來の勤労觀に徹せしむることが重要であると存するのであります。否單に勤労觀に徹するのみに止らず、勤労者を召され、從來の業を離れ戰時下重要な

產業の勤労に就くの體制に照應して、事業經營も亦從來の運營とは全然面目を新にし、一意君國に奉仕する姿を判つきりせしめねばならぬと確信するのであります。既に政府に於ては、勤勞顯功章を制定し、又技能者養成令の改正を進みつゝあるのであります。勤労體制の根本的確立に付ては日下錦意研究中であります。

次に戰時下國民生活に付て申上げたいと存じます。

戰時下國民生活は、戰時に相應しく簡素質實たらねばならぬことは今更申す迄もないことと存じます。然るに近時國民生活の或る分野に於ては、戰前に比し却て膨脹せるものあるを見るのであります。其は各人の自覺すると言ふに拘らず或は物價の趨勢、或は配給等の關係に起因するものもあるかと存じますが、如何なる理由あるにしても、戰時下國民生活は何人に付ても疊くまで質實簡素にし、而も國民としての能力を増強するやう強力に指導せねばならぬと確信するのであります。又一面に於て戰時下に相應はしき基準生活の確保に付ては萬般の施策を講じ、戰爭完遂と大東亞建設に歩、一步と力強く躍進するの國民的氣力を磨き培するに遺憾ながらしめなければならぬことも固よりであります。

以上申上げましたことの外に、軍人援護のことは、

戰時下最も重要なことであることは申す迄もない所であります。此の點に付ては、萬全の施策を講じ萬遍漏無きを期して居りますが、近く十月三日から五日間、軍人援護強化運動を實施して、軍人援護の一層の強化徹底を圖ることに致して居りますので、此の際各位は率先して、渾身的御協力をお願ひしたいと存じま

す。

最後に申上げたいことは、既に申上げました如く、厚生省の擔當して居ります行政は、總べて人に関するものであります。凡そ人に關する行政は、國家の施策のみでは所期の目的を達し得ないのであります。國民の中より盛り上がる我が民族増強の熾烈なる思想、國民の總力發揮の眞摯なる熱意が何よりも必要なことを痛感致すのであります。斯く考へますが故に、厚生行政の分野に於て今後爲さんとすることに付ても相當詳細に御説明申上げた次第であります。茲に全國より選ばれて中央協力會議常會に列席の方々が、よく政府の意圖するところを諒解せられ今後眞に挺身協力、國民の總意を振起するに努められんことを切望して已まない次第であります。

財團法人人口問題研究會主催第六回 人口問題全國協議會の開催

財團法人人口問題研究會主催第六回人口問題全國協議會は昭和十七年十一月十三、十四兩日に亘り東京市神田區一ツ橋講堂及如水會館に於いて開催されたが、

集まる者全國朝野の同攻者六百餘名に及び、極めて盛會裡に修了した。兩日に亘り左記五部會に於いて發表された研究報告題名及報告者氏名、並に本協議會總會席上提案せられ各專門委員指名の下に協議の上最終總會に於いて可決せられたる建議及び決議を掲ぐれば以下の如くである。

○第一報告部會(人口民族問題に關する一般

的研究) 人口問題研究會理事・經博 永井享

○第二報告部會(大東亞共榮圈人口民族に關する研究) 人口問題研究會評議員 小山榮三

○第三報告部會(國土計畫に關する研究) 厚生省研究所研究官 那須皓

○第四報告部會(人口增加資質強化方策に關する研究) 人口問題研究會評議員、厚生省研究所厚生科學部長 古屋芳雄

○第五報告部會(國民生活に關する研究) 人口問題研究會理事・經博 日本厚生協會理事 吉阪俊藏

○大東亞建設に處する民族人口政策に關する建議特別委員會 人口問題研究會常務理事 井上雅二

○結婚促進に關する建議委員會 人口問題研究會常務理事・經博 真田義郎

○人口の都市配置に關する繼續委員會設置決議特別委員會 人口問題研究會常務理事 井上雅二

一、從來の誤れる結婚觀を是正し結婚の國家的意義の啓發普及に努むること

二、結婚の促進、斡旋及指導を積極的に行ふ爲左の方設を途を講ずること

(一) 全國各市區町村に結婚の促進、斡旋、指導施設を設けしむること

(二) 各施設相互の有機的連絡を緊密ならしむると共に内地及外地を通じて結婚の促進、斡旋及指導を積極的に行ふ爲全國的組織網を結成すること

(三) 政府は右の組織網に對し積極的指導助成を行ふこと

(四) 官公私事業場の人事主務者をして勤務者の結婚督勵斡旋に努めしむること

三、男子未婚者をして結婚を容易ならしむる爲家族手當中特に妻の手當を増額すること

四、既婚者優遇の見地より所得稅に於ける妻に對する控除額を増額すること

五、適齡結婚を獎勵する趣旨の下に國營の結婚保險制度を創設すること

六、新に結婚せんとする者の爲に住居問題の解決を圖ること

七、既婚婦人の爲に勤勞時間を考慮し且つ其の職業上の地位を保護すること

右建議

大東亞建設ニ處スル民族人口政策ニ

關スル建議

大東亞戰爭を完遂し大東亞圈を建設するに當り人口問題は愈々重大なる意義を加ふるに至れり。而て聖業の達成を期する爲には皇國人口の増強を根幹とするを

記